

平成28年中に仮解除の状態であった者について

## 平成28年中に仮解除の状態であった者について

- ① 平成28年中に期間満了により終了した保護観察付全部猶予者のうち  
終了時に保護観察を仮に解除されていた者：220名

(平成28年中に期間満了により終了した保護観察付全部猶予者：2,454名)

- ② 平成28年中、仮解除が取消しとなった者：4名  
取消事由：仮解除中に所在不明となった：1名  
仮解除中に再犯をした：3名(※)

- ③ 平成28年中、仮解除中に執行猶予の言渡しが取り消された者：0名

※ 起訴猶予1名、罰金1名、勾留中のまま保護観察期間満了1名であり、いずれも執行猶予の言渡しは取り消されていない。

### 事例

(仮解除決定日から保護観察期間満了日までの日数が  
執行猶予期間に占める割合が高いもの)

#### 事例1

- ・年齢(保護観察開始時)：54歳
- ・性別：男性
- ・罪名：非現住建造物等放火
- ・刑名・刑期：懲役2年6月 執行猶予3年 付保護観察
- ・保護観察開始日から仮解除決定日まで：約1年2月
- ・仮解除決定日から保護観察期間満了日まで：約1年10月(約61%)
- ・概要：実母の死亡を契機に生きる気力を失い、自宅へ放火し、自殺を図ったもの。当時は無職で、実母の介護疲れもあった上、相談相手となる友人もいなかった。  
本件後に就労し、保護観察期間満了時まで継続しており、生活も心理面も安定した。放火による隣家の被害は弁償済みである。

## 事例 (仮解除決定日から保護観察期間満了日までの日数が 執行猶予期間に占める割合が高いもの)

### 事例 2

- ・年齢（保護観察開始時）：24歳
- ・性別：男性
- ・罪名：道路交通法違反，自動車運転過失傷害
- ・刑名・刑期：懲役10月 執行猶予4年 付保護観察
- ・保護観察開始日から仮解除決定日まで：約1年10月
- ・仮解除決定日から保護観察期間満了日まで：約2年2月（約54%）
- ・概要：無免許のまま中型特殊自動車（タンクローリー）を運転し，他の自動車に追突する事故を起こしたもの。本件当時はガソリンスタンドで稼働しており，免許がないにも関わらず，ガソリンの運搬業務に従事していた。  
本件後から異なる職場に就労し，保護観察期間満了時まで継続しており，妻子とともに安定した生活を送っていた。事故による被害は弁償済みである。

### 事例 3

- ・年齢（保護観察開始時）：37歳
- ・性別：男性
- ・罪名：詐欺
- ・刑名・刑期：懲役2年 執行猶予5年 付保護観察
- ・保護観察開始日から仮解除決定日まで：約2年6月
- ・仮解除決定日から保護観察期間満了日まで：約2年6月（約50%）
- ・概要：知人4名と共謀の上，故意に交通事故を作出して保険金を騙し取ったもの。これまでに前科，前歴はなく，主犯格の知人から誘われて，本件犯行に加担した。  
本件前から就労を継続しており，保護観察中に土木会社を自営するようになり，妻子と安定した生活を送るようになった。被害弁償済みである。

## 参考事例

(仮解除決定日から保護観察期間満了日までの日数が  
執行猶予期間に占める割合が低いもの)

### 事例 4

- ・年齢（保護観察開始時）：22歳
- ・性別：男性
- ・罪名：道路交通法違反，自動車運転過失傷害
- ・刑名・刑期：懲役5月 執行猶予3年 付保護観察
- ・保護観察開始日から仮解除決定日まで：約2年11月
- ・仮解除決定日から保護観察期間満了日まで：約1月（約2%）
- ・概要：無免許で普通自動車を運転し，ガードレールに衝突する事故を起こした上，同乗者に怪我を負わせたもの。本件以前に飲酒運転により免許取消処分となっていた。  
本件後に結婚，離婚があったものの，就労を継続しており，会社の寮に住むようになり，生活が安定したものである。

### 事例 5

- ・年齢（保護観察開始時）：43歳
- ・性別：男性
- ・罪名：道路交通法違反
- ・刑名・刑期：懲役1年 執行猶予4年 付保護観察
- ・保護観察開始日から仮解除決定日まで：約3年10月
- ・仮解除決定日から保護観察期間満了日まで：約2月（約4%）
- ・概要：無免許で普通自動車を運転したもの。本件以前にも無免許運転等の交通違反を繰り返していた。  
本件後に実父の後を継ぎ，工務店を自営しており，妻子と共に落ち着いた生活を送っている。

### 事例 6

- ・年齢（保護観察開始時）：24歳
- ・性別：女性
- ・罪名：盗品等処分あつせん，犯人隠避
- ・刑名・刑期：懲役1年 執行猶予4年 付保護観察
- ・保護観察開始日から仮解除決定日まで：約3年10月
- ・仮解除決定日から保護観察期間満了日まで：約2月（約4%）
- ・概要：盗品（夫が窃取した物品）を売却し，夫の犯行（窃盗）後の逃走用にタクシーを手配するなどしたもの。（夫は，本件で懲役1年4月の実刑判決を受け，併せて執行猶予取消刑（窃盗）懲役1年を受刑した。）  
本件後に子どもを出産し，夫が満期出所後は，夫の実家の果樹園を手伝いながら，子どもと共に安定した生活を送っている。  
被害弁償済みである。